平成２２年（フ）第１５７号
千葉県山武市津辺275番地の１
破産者　有限会社エバト書店
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４７号
山梨県甲府市上小河原町1107番地の６
破産者　株式会社伊勢工業
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1666番地の１
破産者　株式会社三重総合建築
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第４１４９号
大阪市西淀川区御幣島１丁目13番９号
破産者　株式会社カーム
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７２号
大阪府守口市梶町１丁目56番４号
破産者　ハシマ工業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９７３号
大阪府守口市梶町１丁目56番４号
破産者　株式会社ハシマ
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３７号
大阪市福島区福島５丁目13番18号
破産者　株式会社保険審査サービス関西
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１２号
大阪市福島区野田２丁目13番５号
破産者　株式会社Ｕ・Ｆ・Ｐ
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５３号
大阪府東大阪市西堤本通東１丁目１番１号
東大阪大発ビル10階
破産者　有限会社森管工社
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４３９号
大阪市中央区久太郎町１丁目６番21号
破産者　有限会社ティーピーティー
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６５７号
大阪市中央区難波千日前８番４号
破産者　株式会社アルチザンＫ・Ｊ
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１６号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番３号
破産者　イツワ工業株式会社
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
兵庫県洲本市納321番地の２
破産者　有限会社コム・コーポレイション
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県洲本市納177番地２
破産者　株式会社ハッピーホーム
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第４５号
徳島県海部郡海陽町奥浦字新町28番地２
破産者　有限会社寺島建設
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第７８１号
北九州市八幡西区大畑町20番33号
破産者　有限会社シー・エム・シー九州
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０３６号
札幌市南区藤野１条５丁目10番５号
破産者　有限会社カネ大山崎組
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
青森市大字駒込字見吉161番地１
破産者　株式会社翌檜計画
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
兵庫県加古川市平岡町土山60番地の２リベール土山Ⅰ―806号
破産者　有限会社ジャスト企画
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６６号
島根県松江市浜乃木４丁目９番１―501号スカイハイツ
破産者　柳楽　　豊
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
山口市大内矢田230番地の８
破産者　有限会社シェイクハンズ
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第１２５５号
高知県吾川郡いの町枝川1137番地10
破産者　株式会社筒井建設
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４６号
高知県高岡郡佐川町甲2103番地２
破産者　有限会社堀見建設
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係